

太田市多重債務者等支援対策プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の規定による被保護者であって、多重債務等の金銭的な問題を抱えるもの（以下「多重債務者」という。）に対し、無料法律相談等の活用その他の支援対策プログラム（以下「プログラム」という。）を実施することにより社会生活の自立を促進することを目的とする。

(プログラムの対象者)

第2条 プログラムの対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 多重債務を抱えており、債務整理が終了していない者
- (2) 金銭管理能力に問題があり借金を繰り返す者

(対象者の選定)

第3条 対象者の選定は、前条に規定する者のうちから担当ケースワーカー、査察指導員、福祉事務所に配置したカウンセリング経験者等が次に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 多重債務者からの聴取り等により、多重債務者の債務状況及び金銭管理能力を確認する。
- (2) 多重債務者及び民生委員等からの聴取り等により、多重債務者の日常生活を把握する。
- (3) プログラムが債務整理及び金銭管理能力を高めることを通じて、規律正しい日常生活及び社会生活の維持発展を図り、多重債務者の生活の質の向上を図るものであることを多重債務者に十分説明した上で、本人の意向を確認する。
- (4) プログラムへの参加について多重債務者の同意を得る。

(実施内容)

第4条 プログラムの実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 多重債務者が法律扶助協会、無料法律相談等を活用し、早期の債務整理を行うことについて、相談を受け、又は助言する。
- (2) 多重債務者が金銭管理能力を高めるための家計簿等を記帳することについて指導する。
- (3) 多重債務者の債務がギャンブル依存症等精神的な問題が原因であるときは、保健所を通じて、精神科デイケア、当事者グループが実施するグループカウンセリング等の紹介を受け、多重債務者をそれらに参加させる。

(実施期間)

第5条 プログラムの実施期間は、原則として、プログラム開始の日から6月以内とする。

(実施方法)

第6条 プログラムの実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 担当ケースワーカーがプログラムへの参加が適当と認められる多重債務者を査察指導員に報告するものとする。
- (2) 選定された多重債務者が定員を超えるときは、担当ケースワーカーが査察指導員と協議の上、プログラムへの参加の優先度を判断し、プログラムの参加者を決定するものとする。
- (3) 担当ケースワーカーが毎月末日までにプログラムの実施内容について査察指導員に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。